

# 東日本大震災に係る地方税財政上の対応

総務委員会調査室 たけのうち みさこ  
竹之内 美砂子

東日本大震災は、巨大地震と大津波による被害が広範囲に及んでいること、原子力発電所事故という非常に困難な事態への対応を伴っていること、被災している地方公共団体が総じて財政力が弱いこと、我が国の経済全体が大きな影響を受けていることなど、都市災害であった阪神・淡路大震災とは大きく異なる特徴を持っている。このことから、先例に捕らわれない対応が求められ、震災発生後、立法措置を含めて様々な措置が講じられてきた。本稿では、震災が発生してからの政府の対応のうち、地方税財政に関する事項について述べることにする。

## 1. 地方税制上の対応

### (1) 震災発生後の通知発出

震災や風水害等により納税者がその財産について被害を受けた場合、地方税においては、地方税法に基づく減免や、条例による徴収猶予、申告納付期限の延長、減免等、一定の枠組みが用意されている。東日本大震災においても、平成23年3月14日に、地方税の納付期限延長や徴収猶予及び減免等、現行制度上可能な措置の活用を図ることや、減免による減収分については歳入欠かん債が発行可能となることが通知された<sup>1</sup>。また、3月28日には、地方税における申告・納付等の期限延長の目安、地方税の減免手続、被災者に対する減免措置等の周知、個別税目の取扱いに係る留意事項等について通知された<sup>2</sup>。

なお、3月25日には、被災者又は被災地方団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等に係る「ふるさと寄附金」について、寄附金額の確認に振込依頼書や新聞記事等を用いても差し支えない旨が通知された<sup>3</sup>。

### (2) 地方税法の一部を改正する法律

差し当たっての東日本大震災への税制上の対応として、「地方税法の一部を改正する法律案」（閣法第58号）が4月19日に閣議決定され、同日、国会に提出された。同法案は、4月22日に衆議院、4月27日に参議院でそれぞれ全会一致で可決・成立した（平成23年4月27日法律第30号。以下「地方税震災特例法」という。）。

同法は、阪神・淡路大震災に際し講じられた特例措置を拡充しつつ、東日本大震災の被害や被災地の特性に応じた特例措置の新設等を盛り込んだものとなっている。以下、主な改正内容について概説する。

## ア 住民税・事業税

### (ア) 雑損控除の特例及び雑損失の繰越控除の特例

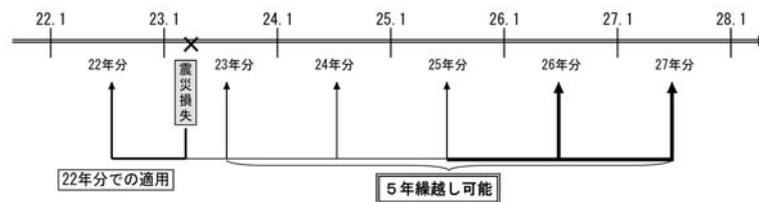
個人住民税については、災害により住宅や家財等の資産につき損害を受けた場合、

災害を受けた年分の総所得金額等から、一定の金額を「雑損控除」として控除することができる。これを、東日本大震災により資産について生じた損失の額を、平成 22 年において生じた損失の金額として、平成 22 年分の総所得金額等から前倒しで控除できることとした。

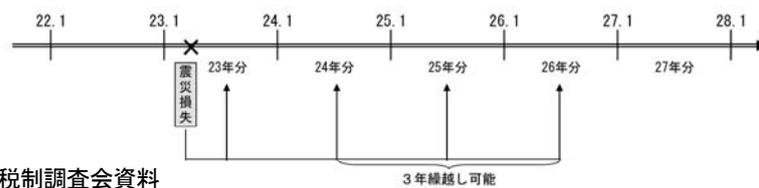
また、雑損控除の適用によっても控除しきれない損失額について、その繰越控除期間を 3 年間に延長することとした。

図表 1 雑損控除の特例及び雑損失の繰越控除の特例

【雑損控除の特例措置】



【現行】



(出所) 税制調査会資料

(イ) 被災事業用資産の損失を有する場合の純損失の繰越期間の特例等

個人住民税においては、課税標準となる総所得金額等の計算において控除しきれなかった損失の金額（以下「純損失」という。）について、その額の全部又は一部を 3 年間繰り越して控除することとされている。これを、事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失（以下「被災事業用資産の損失」という。）を有する者について、当該被災事業用資産の損失による純損失及び平成 23 年分の純損失の金額のうち一定のものの繰越期間を 5 年間に延長することとした。

なお、東日本大震災による被災事業用資産の損失の額については、平成 22 年分の事業所得の計算上、必要経費に算入することができることとされている。この特例は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成 23 年 4 月 27 日法律第 29 号。以下「国税震災特例法」という。）の規定に基づいて講じられるものである。所得の計算の事項であるため、地方税法上特段の措置を講ずることなくその効果を発するものである。

また、個人事業税においても、純損失の繰越控除の特例及び被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例について、個人住民税と同様の措置が講じられる。

(ウ) その他の特例

個人住民税において住宅借入金等特別税額控除（いわゆる「住宅ローン減税」）の適用を受けていた住宅については、東日本大震災により居住の用に供することができな

くなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとした。

また、東日本大震災によって被害を受けたことにより、勤労者が財産形成住宅貯蓄等の目的外の払出しを行った場合については、個人住民税利子割の遡及課税を行わないこととされた<sup>4</sup>。これは、国税震災特例法による措置と歩調を合わせ同様の取扱いとするものである。既に課税・徴収された額については、道府県は、勤労者の請求に応じて還付等しなければならないとする規定が、地方税震災特例法に置かれた。

## イ 固定資産税、都市計画税

### (ア) 津波により被害を受けた土地・家屋に係る平成 23 年度分の課税免除

固定資産税及び都市計画税は、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日に所在する土地・家屋等の固定資産について課すこととされている。これを、津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定・公示した区域内の土地・家屋について、平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないこととした。

### (イ) 被災住宅用地の特例及び被災代替住宅用地の特例

現行制度では、専ら人の居住の用に供する専用住宅又はその一部を人の居住の用に供する一定の併用住宅の敷地の用に供されている土地（以下「住宅用地」という。）については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が講じられている。これを、東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、市町村長が認める場合には、平成 24 年度から平成 33 年度分までの固定資産税及び都市計画税について、当該土地を住宅用地とみなす措置を講じることとした。

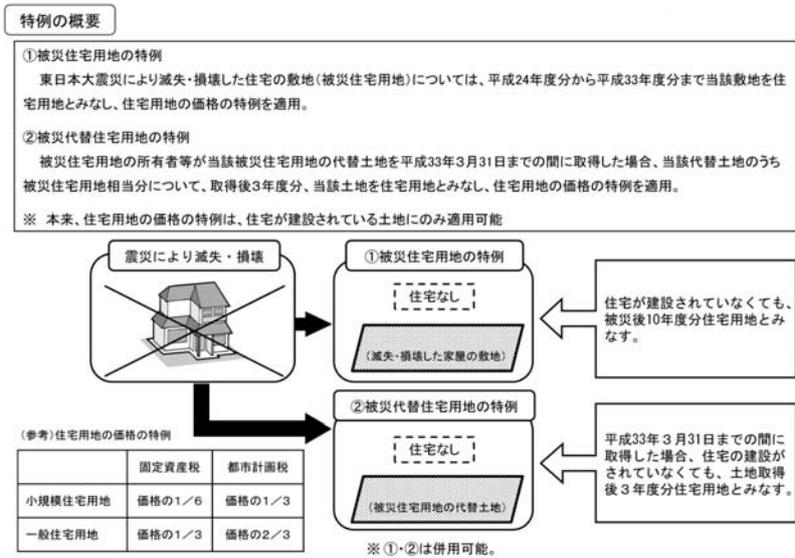
また、被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合、取得後 3 年度分は、当該代替土地のうち被災住宅用地の面積に相当する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税について、当該土地を住宅用地とみなすこととした。

### (ウ) その他の特例

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋（以下「被災代替家屋」という。）を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得又は改築した場合、当該被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4 年度分は 2 分の 1、その後の 2 年度分は 3 分の 1 を減額する。

また、東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が、当該償却資産に代わる償却資産を平成 28 年 3 月 31 日までの間に一定の被災地域内において取得又は改良した場合には、その後 4 年度分の固定資産税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする。

図表2 被災住宅用地の特例及び被災代替住宅用地の特例



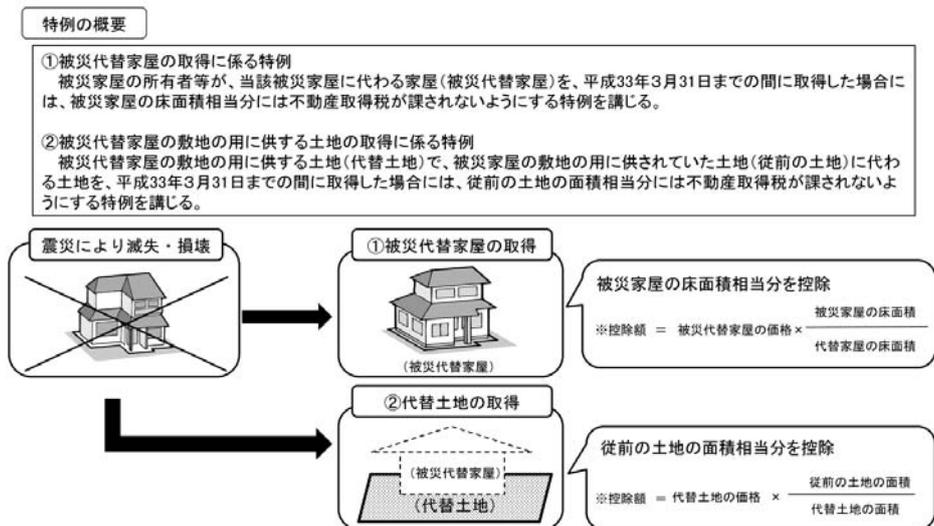
(出所) 税制調査会資料

ウ 不動産取得税

不動産取得税は、不動産（土地、家屋）の取得に対して、当該不動産の取得者に、その価格を課税標準として課することとされている。これを、被災家屋の所有者等が、被災代替家屋を平成33年3月31日までの間に取得した場合、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税を課さないこととした。

また、被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わるものと都道府県知事が認める土地を平成33年3月31日までに取得した場合、従前の土地の面積に相当する分については、不動産取得税を課さないこととした。

図表3 被災代替家屋の取得に係る特例及び被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例



(出所) 税制調査会資料 ※ なお、被災代替家屋と代替土地をともに取得した場合は、上記①及び②の特例がいずれも適用される。

## エ 自動車取得税、自動車税、軽自動車税

東日本大震災では、巨大な津波により多くの自動車等が滅失・損壊した。被災地では、自動車等がその地域で生活する際の必需品とされていることから、代替自動車等の取得等にあたり、様々な特例措置が設けられた。

まず、自動車取得税について、東日本大震災により滅失又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）の所有者等が、当該被災自動車に代わるものと都道府県知事が認める自動車を平成26年3月31日までに取得した場合には、自動車取得税を課さないこととした。

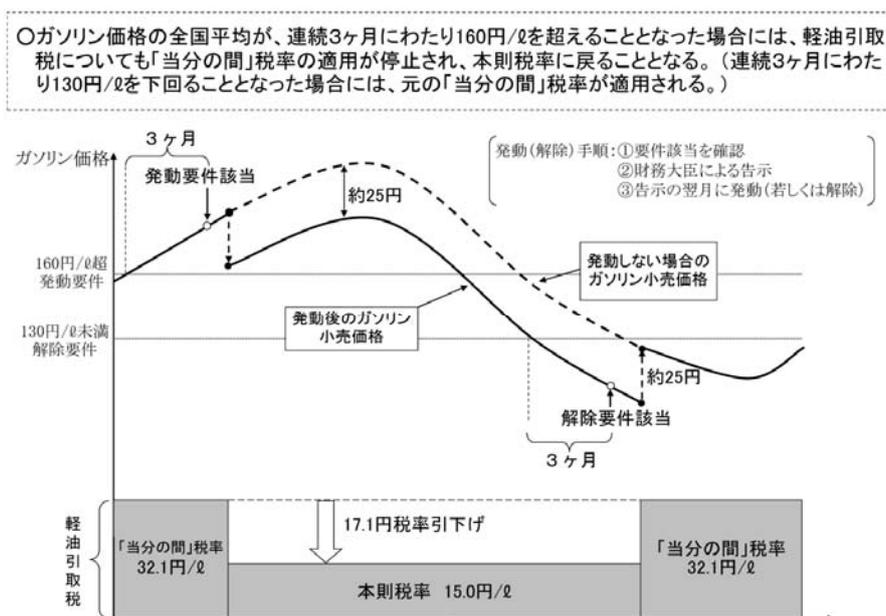
また、自動車税について、被災自動車に代わるものと都道府県知事が認める自動車に対しては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税を課さないこととした。軽自動車税についても、被災軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等に対しては、自動車税と同様の課税免除措置をとることとした。

## オ 軽油引取税

軽油引取税については、平成22年度税制改正において、それまで設けられてきたいわゆる「暫定税率」を廃止する一方、当分の間、暫定税率と同水準の税率を維持することとされた。ただし、ガソリン価格が著しく高騰し、一定の状態になった場合は、本則税率を上回る部分の課税を停止する、いわゆる「トリガー条項」が設けられた。

そのような中、中東情勢の緊迫化や東日本大震災の発生等により、被災地でガソリンが不足し、ガソリン価格が上昇傾向にあったことから、「トリガー条項」発動によるガソリン需給、経済活動への影響等が懸念された。そこで、別に法律で定める日までの間、「トリガー条項」の適用を停止することとした。

図表4 軽油引取税の「トリガー条項」について



(出所) 税制調査会資料

### (3) 地方税震災特例法成立後の動き

地方税震災特例法の成立を受け、4月27日、地方税の減免措置及び地方税震災特例法に基づく減収に係る財政措置や、地方税震災特例法における税の特例措置に係る留意事項等が通知された（財政措置については図表7を参照）<sup>5</sup>。また、同日、勤労者財形住宅貯蓄等の不適格払出しに係る還付の手續等についての通知がなされた<sup>6</sup>。

5月12日には、固定資産税等の課税免除に係る対象区域の指定について、その基本的考え方や指定方法等について通知された<sup>7</sup>。

### (4) 地方税制上の今後の課題

地方税に関する通知、地方税震災特例法等により、東日本大震災に関して緊急に措置すべき事項については一応の対応がなされた。これらの措置について被災者に十分に周知し、活用を促すことが必要である。その他、今後対応すべき課題としては以下のものが挙げられる。

まず、原発避難区域等における固定資産税の扱いである。原発避難区域等における固定資産は、物理的に滅失・損壊はしていないものの、利用収益が事実上できない状態にある。今回の地方税震災特例法においては、原発避難区域等は固定資産税の減免の対象とせず、現在は、申告・納付期限の延長で対応している。片山総務大臣は、原発避難区域における地方税の減免についても内々に検討しているとしており<sup>8</sup>、今後の進捗が注目される。

また、被災地方公共団体においては、多数の人命が失われ、経済活動の拠点が破壊された。このことにより、今後、被災地方公共団体における住民税や法人関係税の減収が予想される。今回の震災対応では、地方税の減免による減収については地方財政措置が講じられることとされたものの、大震災による人口減少や経済活動の落ち込みによる減収については対策がなされていない。今回の震災では、財政力の脆弱な地方公共団体が多数被災していることにも十分配慮し、対策を講じる必要がある。

さらに、復興の段階における措置に関して、片山総務大臣からは、被災をして大きな経済的にダメージを受けた地域の経済復興を図るために、「言わば地域振興法的な観点からの税制上の特例措置も必要」との答弁がなされている<sup>9</sup>。

## 2. 地方財政上の対応

### (1) 災害救助・応急対策における地方財政措置

震災後、初期の災害救助・応急対策段階では、被災者の救出、避難所の設置、災害廃棄物の処理等、様々な事項への対応が迫られる。これらについては、災害対策基本法や災害救助法等各般の法律に基づき施策が講じられる。しかし、東日本大震災においては、被害が極めて甚大であり、これらの事業に多額の地方負担が生じること、また、実施主体となる市町村の財政力が脆弱であることから、国の支援及び地方財政措置の拡充が図られた。

災害救助法に基づく災害救助事業については、現行では50%から最大90%まで国庫負担となる。これを、残りの地方負担額の全額について災害対策債により対処することとし、後年度その元利償還金の95%を普通交付税措置することとした。

また、災害廃棄物処理事業（いわゆるガレキ処理）については、一律 50%である通常の国庫補助率を、対象市町村の標準税収入に対する事業費の割合に応じて、最大 90%まで嵩上げした。また、地方負担分については、その全額を災害対策債の対象とし、元利償還金を 100%地方交付税措置することとした。

地方交付税に関しては、被災地方公共団体の資金繰りの円滑化等を図るため、普通交付税の繰上げ交付や特別交付税の特例交付等が行われた（詳細については（3）ア参照）。

## （2）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）においては、震災からの早期復旧に向け、東日本大震災関係経費 4 兆 153 億円等が追加計上された。この補正予算とともに、5 月 2 日、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号。以下「東日本財特法」という。）が成立した。

東日本財特法では、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 7 年 3 月 1 日法律第 16 号。以下「阪神・淡路財特法」という。）と同様に「特定被災地方公共団体」を定めている。「特定被災地方公共団体」に指定されると、東日本財特法による国庫補助負担率の嵩上げ措置等の対象となるとともに、激甚災害法に規定される「特定地方公共団体」とみなされ、災害復旧事業に係る地方負担額の確定を待つことなく激甚災害法における特別の財政援助が適用されることになる。

阪神・淡路財特法では、激甚災害法の対象となる公共土木施設及び阪神・淡路財特法の対象となる施設の災害復旧事業費に係る地方負担額の合計額の標準税収入額に占める割合が 5%を上回る市町村を対象地域に指定した。しかし、東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生しており、地方公共団体ごとの具体的な被害を把握するには相当の期間を要すると見込まれた。そのため、東日本財特法の制定時は、災害の外形的規模（地震の震度、津波の観測地）、その段階で把握されている被害（住宅の全壊世帯数）等を基に対象となる市町村及び県を設定し、その後、具体的な災害復旧事業費等が明らかになった時点で阪神・淡路財特法と同様の財政的な基準により対象市町村を追加することとした。この結果、東日本財特法では、激甚災害法や阪神・淡路財特法の指定基準に比べ、より広い範囲の地方公共団体が対象区域として指定（9 県 148 市町村）されることとなった。

また、地方債の特例として、地方税、使用料、手数料等の減免で生じる財政収入の不足、災害応急対策や災害復旧事業に要する費用について、地方債をもってその財源とできることとし、地方税震災特例法等の施行による地方税等に係る減収額についても、その補填措置として、地方債を起すことができることとした。なお、これらの地方債の元利償還金については、後年度において地方交付税措置がなされることとされている（それぞれの地方交付税措置については、**図表 7**を参照）。

図表5 東日本財特法等による特定被災公共団体の災害復旧事業に係る  
国庫補助負担率の嵩上げの概要

対象事業		現行の原則	特別の補助率
公共インフラ施設	道路、漁港、港湾、下水道、公園等 公立学校	7/10程度（公立学校は2/3）	8/10～9/10程度
	公営住宅、入所福祉施設等	1/2	2/3程度
	街路等、改良住宅、上水道、一般廃棄物の処理施設、交通安全施設、集落排水施設	1/2	8/10～9/10（プール方式）
	工業用水道	45/100	
	仙台空港	8/10	8.5/10
社会福祉施設	社会福祉施設等	1/2	2/3
	介護老人保健施設	1/3	1/2
公共施設	公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館等）	—	2/3
	警察施設、公的医療機関、公立火葬場・と畜場、保健所	1/2	2/3
	消防施設	1/3又は1/2	
	中央卸売市場	4/10	
	被災市町村の臨時庁舎	—	
農林水産施設	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設、養殖施設、土地改良区等の湛水排除事業	8/10程度	9/10程度
	森林組合等の堆積土砂事業	—	2/3
	共同利用小型漁船建造費	—	1/3
民間施設等	事業協同組合等、私立学校	—	1/2
	民間医療機関（救急医療等、精神科病院）	1/2（予算補助）	1/2（法律補助）
その他	市町村の感染症予防事業	1/2	2/3
	罹災者公営住宅建設事業	2/3	3/4
	ガレキ処理	1/2	1/2～9/10

（注）網掛け部分は東日本財特法による措置、それ以外は激甚災害法による措置である。  
（出所）内閣府資料より作成

### （3）地方交付税に関する措置

#### ア 普通交付税の繰上交付・特別交付税の特例交付

まず、3月22日、平成22年度特別交付税の3月交付分について、被災4県（岩手、宮城、福島、茨城）に震災に係る初動経費として5億円ずつ交付した。また、4月1日、平成23年度の普通交付税の4月概算交付とともに、被災地方公共団体の資金繰りの円滑化を図るため、6月交付分普通交付税の繰上交付を行い、東日本大震災の被災地方公共団体に対して合わせて9,767億円を交付した。さらに、平成23年3月の地方交付税法改正により、大規模災害等の発生時において、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例が設けられたため、この規定を活用し、4月8日、被災地方公共団体及び被災地方公共団体に対して一定以上の応援を行った地方公共団体に対して特別交付税762億円を特例交付した。

その後、6月2日には、平成23年度普通交付税の6月分の概算交付を行った。しかし、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、既に、6月に交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付している。よって、被災地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、6月8日、被災地方公共団体に対して、9月に交付すべき普通交付税の一部を繰上交付し、被災地方公共団体に対して、合わせて7,781億円を交付した。

## イ 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

上述のように、今回の未曾有の災害への財政支援にあたっては、東日本財特法の制定を始め、国費による財政措置が拡充されることとなり、また、特別交付税の特例交付も行われた。その上で、なお、災害弔慰金等国の補正予算に伴い生ずる地方負担、行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対策費、被災地域の応援に要した経費等、多額の地方負担が生じるものと見込まれた。そこで、平成 23 年度一般会計補正予算（第 1 号）には、地方交付税 1,200 億円が増額計上された。

それを受け、4 月 26 日、平成 23 年度分の特別交付税を増額することを内容とする「平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案」（閣法第 64 号）が閣議決定され、同日、国会に提出された。同法案は、4 月 30 日に衆議院、5 月 2 日に参議院でそれぞれ全会一致で可決・成立した（平成 23 年 5 月 2 日法律第 41 号。以下「交付税臨時特例法」という。）。以下、その概要について述べる。

当初予算における平成 23 年度の地方交付税総額は 17 兆 3,734 億円であり、そのうち普通交付税の総額は 16 兆 3,309 億円、特別交付税の総額は 1 兆 424 億円であった。この平成 23 年度の地方交付税の総額に 1,200 億円を加算することとした。この加算措置を講じた結果、平成 23 年度の地方交付税の総額は 17 兆 4,934 億円となった。

また、地方交付税法では、地方交付税の総額のうち、94%を普通交付税、6%を特別交付税とすることとされている<sup>10</sup>。そのため、地方交付税の総額が増加した場合、その増額分は、普通交付税と特別交付税のそれぞれに振り分けられ加算されることになる。そこで、地方交付税総額の増額分を東日本大震災に係る特別の財政需要に充てるため、地方交付税総額に加算される 1,200 億円を、全て特別交付税とする特例を設けることとした。このような特例を設けた結果、平成 23 年度の特別交付税の総額は 1 兆 1,624 億円となった。

なお、阪神・淡路大震災の際に制定された「平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」（平成 7 年 3 月 1 日法律第 18 号）では、地方交付税総額へ加算した額（300 億円）を後年度の地方交付税総額から減額することとされていたが、交付税臨時特例法ではそのような規定は設けられなかった。

図表 6 平成 23 年度の地方交付税

（単位：億円）

	平成 23 年度当初	本法に基づく加算額	合計
地方交付税総額	173,734	1,200	174,934
うち特別交付税	10,424	1,200	11,624

（出所）総務省資料より作成

### （４）補正予算等に係る地方債の取扱い

今回の補正予算によって東日本大震災関係経費の追加に伴う地方負担が生じること、また、被災地方公共団体において地方税等の減収が見込まれることから、地方債と地方交付

税による地方財政措置が講じられている。

国の補正予算により平成 23 年度に追加される災害復旧事業等の投資的経費に係る地方負担額については、原則として 100%地方債（災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとしている。また、地方税の減免及び地方税震災特例法等の施行による地方税等の減収額を埋めるため、歳入欠かん債を発行できることとしている。

なお、これらの地方債の引受けとして、公的資金（財政投融资資金及び地方公共団体金融機構資金）の増額が行われたほか、東日本大震災に係る公的資金の償還期間について延長がなされている。

それぞれの地方債の主な地方交付税措置は、下表のとおりである。

図表 7 補正予算等に係る地方債の主な地方交付税措置

災害復旧事業債	補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業債	元利償還金の 95%を普通交付税措置（公債費方式）。
	一般単独災害復旧事業債	地方公共団体の財政力に応じ、元利償還金の 47.5%～85.5%を普通交付税措置（公債費方式）。
	災害対策債 （災害応急対策や災害復旧事業に要する費用）	元利償還金の 95%を普通交付税措置（公債費方式）。災害廃棄物処理対策に係るものについては、残余の 5%を特別交付税措置。
	ん歳債入欠か	地方税、使用料等の減免による財政収入の不足
	地方税震災特例法等の施行に係る減収額	元利償還金の 100%を普通交付税措置（公債費方式）。
補正予算債	元利償還金の全額を普通交付税措置（80%は公債費方式、20%は単位費用方式）。	

（出所）総務省「平成 23 年度補正予算（第 1 号）等に係る地方債の取扱いについて」より作成

#### （5）地方公営企業に係る特別措置

東日本大震災による被害を受けた地方公営企業の早期復旧及び企業経営の安定を図るため、被災した公営企業施設の復旧費の地方負担分について、一般会計からの繰出金の割合を増やす特例を設けた。また、その財源として災害復旧事業債を充当できることとしている。資金不足額については、資金手当のための公営企業債（以下「震災減収対策企業債」という。）を充当できることとしている。発行済みの震災減収対策企業債については、償還利子の 2 分の 1 の額を一般会計から繰り出せることとし、当該繰出しに係る所要の特別交付税措置を講じる予定としている<sup>11</sup>。

#### （6）地方財政上の今後の課題

今回の震災に際しては、国庫補助負担率の嵩上げや地方負担分に対する財政措置について、阪神・淡路大震災の際の措置を大幅に拡充する手厚い措置が採られている。一方で、被災地方公共団体が自由に政策運営できる財源やソフト事業に充てる財源については不十分であるとの指摘もある。応急・復旧の段階と違い、復興の段階における事業は平時の事業と区別が付きにくい面があり、ある事業を一律に国庫補助事業と定めるのは困難である。そこで、地方交付税の増額による一般財源の充実や、震災対応の一括交付金等の新たな地

方財政制度の構築が求められる。

また、国庫補助事業に係る地方負担額や地方公共団体の減収補填等に充てるために多額の地方債を発行することにより、被災地方公共団体において地方債残高が急増することが懸念される。これらの地方債の多くが後年度に地方交付税措置されるとはいえ、被災地方公共団体の借金であることに変わりはなく、財政指標は悪化する。よって、地方負担の軽減は、なるべく地方債ではなく国費や現金交付によって行うべきだとする意見もあり、今後議論がなされることも考えられる。

さらに、今後の被災者の生活再建に役立つことが期待される被災者生活再建支援制度については、現在の基金残高では今回の被災者に対応できないことが懸念されている。そこで、その資金手当が第2次以降の補正予算などで課題となることも考えられる。

### 3. おわりに

以上、震災発生から補正予算成立後までの地方税財政面での震災対応について述べた。税制・財政両面において、阪神・淡路大震災の際に採られた措置にとどまらない、より充実した措置が採られている。ただし、これまでの措置は、震災対応の第1段階に過ぎない。今後も、課題を見落とすことなく必要な地方税財政措置を講じること、長期にわたって措置を続けることが望まれる。

---

<sup>1</sup> 総務省「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」（平23.3.14）

<sup>2</sup> 総務省「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」（平23.3.28）

<sup>3</sup> 総務省「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る『ふるさと寄附金』の取扱いについて」（平23.3.25）

<sup>4</sup> 財産形成住宅貯蓄等については、一定の条件の下、その利子等への非課税措置が設けられている。しかし、目的外の払出しをした場合には、その貯蓄に係る利子等に対し、5年間遡及して課税することとされている。

<sup>5</sup> 総務省「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平23.4.27）

<sup>6</sup> 総務省「東日本大震災の被災者に対する勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の不適合払出しに係る還付の取扱いについて」（平23.4.27）

<sup>7</sup> 総務省「地方税法附則第55条に基づく平成23年度分の固定資産税等の課税免除に係る対象区域の指定方法等について」（平23.5.12）

<sup>8</sup> 「原発被災者の税減免検討」『朝日新聞』（平23.6.1）

<sup>9</sup> 第177回国会参議院総務委員会会議録第9号7頁（平23.4.26）

<sup>10</sup> 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成23年3月31日法律第5号）により、平成26年度においては、地方交付税総額の95%が普通交付税、5%が特別交付税となり、平成27年度以降においては、地方交付税総額の96%が普通交付税、4%が特別交付税となる。

<sup>11</sup> 総務省「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について（事務連絡）」（平23.6.1）